5 法面排水施設の設置

宅地造成に関する工事等については、災害防止のために必要な排水施設を必ず設けなければならない。
一般に災害の防止のために必要な排水施設の位置は、次のようなものです。

(1) 切土又は崖の下端
(2) 崖上の地表水を崖下に流下させる場合
(3) 切土した場合における湧水又は湧水のおそれのある箇所
(4) 盛土をすることとなる土地における地表水の集中する流路又は湧水の箇所（谷、沢、池等の埋め立てで暗渠排水を設ける。）
(5) 法面が相当に長くなる場合
(6) その他地表水を速やかに排除しなければならない箇所
(7) (1)～(6)までの排水施設が集水した地表水を排除できるよう開渠及び暗渠を適当な場所に設けることとする。

以上の排水施設には、必要な箇所に泥ため又は清掃できるように集水桝若しくは、マンホールを設けなければならない。この場合において、ここに設ける排水施設はU字溝とする。

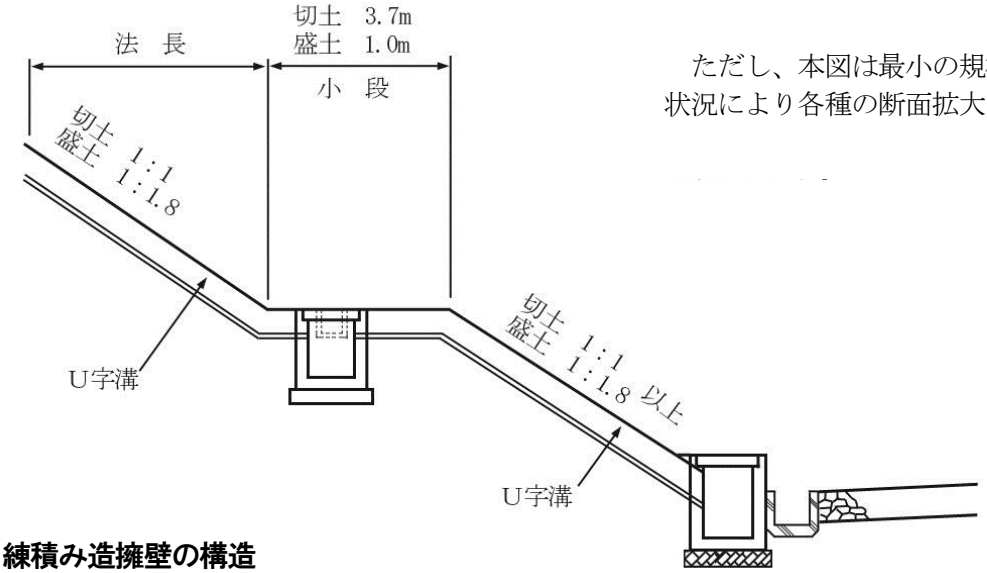

ただし、本図は最小の規模のものであり、状況により各種の断面拡大を必要とします。

6 練積み造擁壁の構造

(1) 練積み造の擁壁は、一般に裏込式のものと胴込式のものの二種類がありますが、宅地造成等規制法で認めているのは、裏込式のものだけです。
(2) 擁壁の勾配、高さ及び下端部の厚さが、崖の土質に応じて表Ⅱ－１の基準に適合すること。
　ア 擁壁上端の水平面上の載荷重は、1 ㎡当たり 500 kgを超えないこと。
　イ 載荷重が 1 ㎡当たり 500 kgを超えるときは、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁とし、安定計算が行われていること。
(3) 地上高さ 5mを超える練積み擁壁については、安全性が確認できないため築造はできません。
(4) 練積みの裏込めコンクリート背面には、原則として裏型枠を用い、石積み面からコンクリート背面までの厚さを正しく保つようにしなければなりません。
　なお、裏型枠は埋殺しないこと。
(5) 水抜穴は、壁面（擁壁の表面）の面積 3 ㎡以内ごとに１箇所φ75 ㎜以上の耐水材料を用い孔は千鳥式に外面に向かって下向きに配置してください。ただし、天端から 1/3（高さの）より上に設ける必要はありません。
(6) 組積材の控え長さは 30 ㎝以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつその背面には表Ⅱ－２による栗石、砂利又は砂利まじり砂で有効に裏込めすること。
(7) (2)、(6)によってなお、はらみ出しその他の破壊の恐れのあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設けたり擁壁の断面を増す等の措置を講ずること。
(8) 擁壁を岩盤に接着する場合を除き、擁壁の前面の根入れ深さは表Ⅱ－１により設置し、かつ擁壁には一体の鉄筋コンクリート造で、擁壁のすべり及び沈下に対し安全である基礎を設けること。

表Ⅱ－1　土質別の練積み造擁壁

土質		擁壁 勾配 θ	擁壁 高さ H	擁壁 下端部分の厚さ B	擁壁 上端の厚さ A	擁壁 控長 E	根入れ深さ	
第一種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	70°を超え75°以下（3分6厘を超え2分7厘以下）	2m以下	40 ㎝以上	40 ㎝以上	30 ㎝以上	35 ㎝	高さの15／100 35㎝に満たないときは、35㎝
			2mを超え3m以下	50 ㎝ 〃	〃	〃	45 ㎝	
		65°を超え70°以下（4分7厘を超え3分6厘以下）	2m以下	40 ㎝ 〃	〃	〃	35 ㎝	
			2mを超え3m以下	45 ㎝ 〃	〃	〃	45 ㎝	
			3mを超え4m以下	50 ㎝ 〃	〃	〃	60 ㎝	
		65°以下（4分7厘以下）	3m以下	40 ㎝ 〃	〃	〃	45 ㎝	
			3mを超え4m以下	45 ㎝ 〃	〃	〃	60 ㎝	
			4mを超え5m以下	60 ㎝ 〃	〃	〃	75 ㎝	
第二種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70°を超え75°以下（3分6厘を超え2分7厘以下）	2m以下	50 ㎝以上	40 ㎝以上	30 ㎝以上	35 ㎝	
			2mを超え3m以下	70 ㎝ 〃	〃	〃	45 ㎝	
		65°を超え70°以下（4分7厘を超え3分6厘以下）	2m以下	45 ㎝ 〃	〃	〃	35 ㎝	
			2mを超え3m以下	60 ㎝ 〃	〃	〃	45 ㎝	
			3mを超え4m以下	75 ㎝ 〃	〃	〃	60 ㎝	
		65°以下（4分7厘以下）	2m以下	40 ㎝ 〃	〃	〃	35 ㎝	
			2mを超え3m以下	50 ㎝ 〃	〃	〃	45 ㎝	
			3mを超え4m以下	65 ㎝ 〃	〃	〃	60 ㎝	
			4mを超え5m以下	80 ㎝ 〃	〃	〃	75 ㎝	
第三種	その他の土質	70°を超え75°以下（3分6厘を超え2分7厘以下）	2m以下	85 ㎝以上	70 ㎝以上	30 ㎝以上	45 ㎝	高さの20／100 45㎝に満たないときは、45㎝
			2mを超え3m以下	90 ㎝ 〃	〃	〃	60 ㎝	
		65°を超え70°以下（4分7厘を超え3分6厘以下）	2m以下	75 ㎝ 〃	〃	〃	45 ㎝	
			2mを超え3m以下	85 ㎝ 〃	〃	〃	60 ㎝	
			3mを超え4m以下	105 ㎝ 〃	〃	〃	80 ㎝	
		65°以下（4分7厘以下）	2m以下	70 ㎝ 〃	〃	〃	45 ㎝	
			2mを超え3m以下	80 ㎝ 〃	〃	〃	60 ㎝	
			3mを超え4m以下	95 ㎝ 〃	〃	〃	80 ㎝	
			4mを超え5m以下	120 ㎝ 〃	〃	〃	100 ㎝	

注）1. 上端及び下端部分の厚さは組積材の控え長と裏込コンクリートの厚さの和をいう。
2. 地盤の状況などにより、鉄筋コンクリート又は無筋コンクリート造りの基礎を増設すること。また、杭打ち等の措置もあわせて行うこと。

表Ⅱ－2　擁壁高による裏込厚

擁壁高 (m)	裏込厚(㎝) 良質土 上端厚 C	良質土 下端厚 D	普通土 上端厚 C	普通土 下端厚 D	悪質土 上端厚 C	悪質土 下端厚 D
0．5	20	24	30	35	40	46
1．0	20	29	30	40	40	51
1．5	20	33	30	45	40	57
2．0	20	37	30	50	40	63
2．5	20	41	30	55	40	69
3．0	20	46	30	60	40	74
3．5	20	50	30	65	40	80
4．0	20	54	30	70	40	86
4．5	20	59	30	75	40	91
5．0	20	63	30	80	40	97

練 積 み 擁 壁

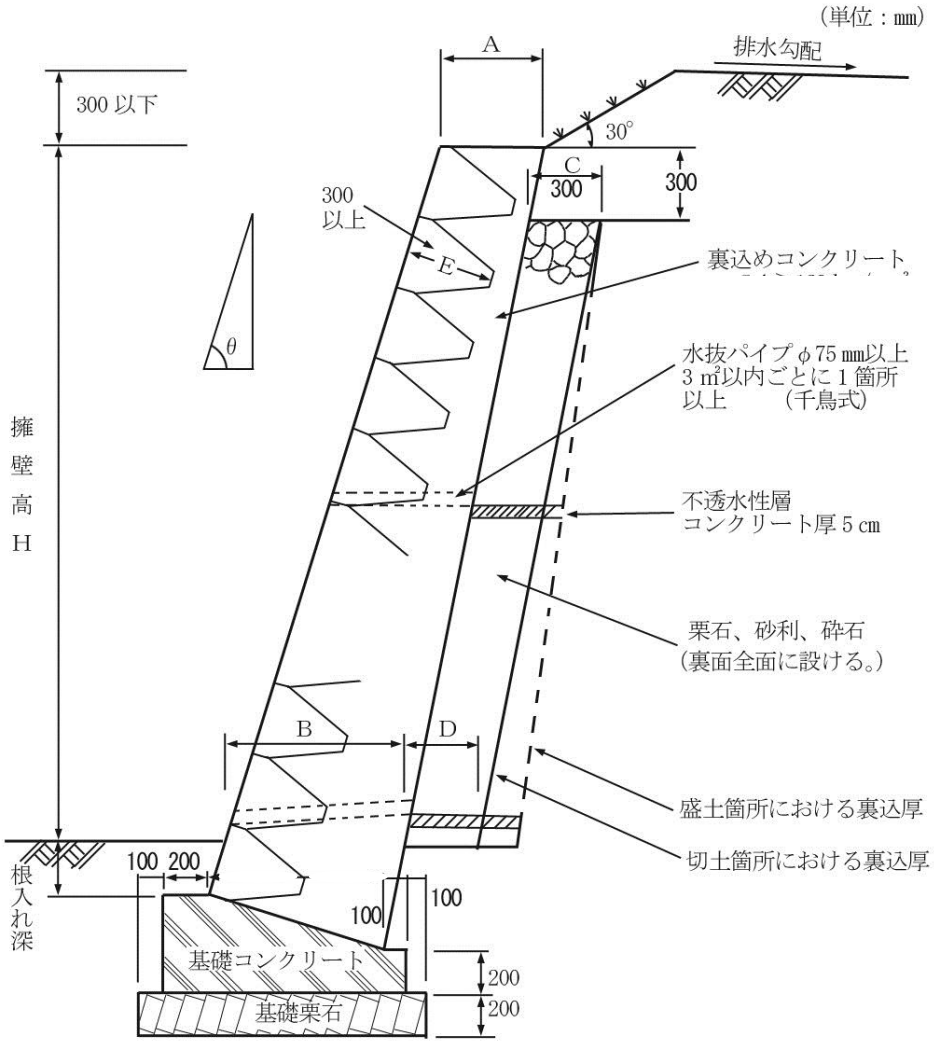

○　根入れ深
　一般土質の場合　　(　15H／ 100　以上かつ　35 ㎝以上)
　地盤が軟弱な場合　(　20H／ 100　以上かつ　45 ㎝以上)
○　擁壁上端厚：A　　裏込栗石上端厚：C　　控え長：E
　〃　下端厚：B　　〃　　下端厚：D
○　擁壁上端の水平面上の載荷重は、１平方メートル当たりにつき 500 ㎏を超えないこと。
○　載荷重が１平方メートル当たり 500 ㎏を超えるときは、鉄筋コンクリート又は無筋コンクリート擁壁とし、安定計算が行われていること。
○　擁壁高さは、5ｍまでとする。

練積み擁壁設計例（第２種土質の場合）　　（単位：cm）

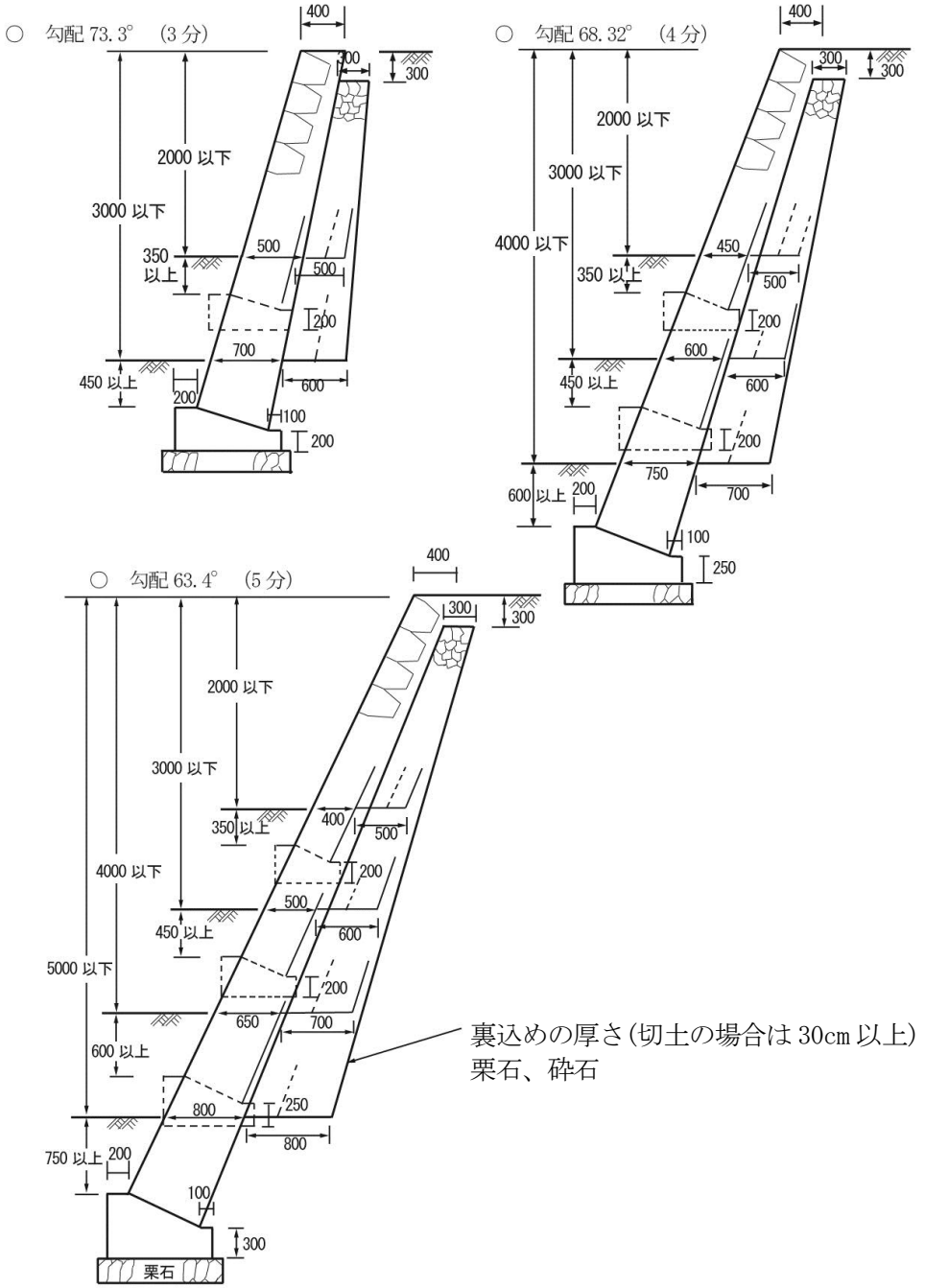

7 鉄筋コンクリート造及び無筋コンクリート造擁壁の場合

鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造については、宅地造成等規制法施行令第７条の各号に該当するよう構造計算で確かめられたもの又は国土交通省制定の土木構造物標準設計 2(擁壁類)に合致したものでなければならない。

○　構造計算によって確かめる事項

1　擁壁の各部に生じる応力度＜鋼材又はコンクリートの許容応力度

2　転倒モーメント／安定モーメント　≦ 2/3

3　基礎の滑り出す力／基礎地盤に対する最大摩擦抵抗力　≦ 2/3

4　地盤に生ずる応力度＜地盤の許容応力度

（基礎ぐいに生じる応力＜基礎ぐいの許容支持力）

構造的に分類すれば、次の４種類の基本形式に分類されます。

（国土交通省制定・土木構造物標準設計により設置する擁壁又は、大臣認定擁壁については、構造計算の必要はない。ただし、標準設計の採用に当たっては、現地の状況などが設計条件に合致しているものに限ること。）

○重力式擁壁

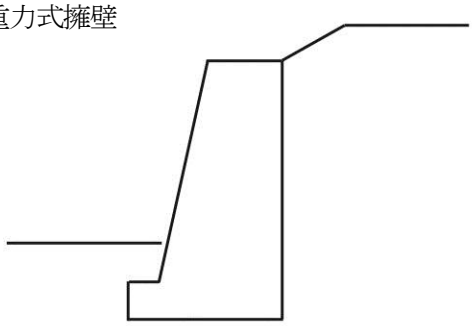

重力式擁壁の材料は、無筋コンクリートであり、壁体のどの部分にも引っ張る力が作用しないように設計することが必要です。

一般にこの類のものは、壁の高さ４m以下の場合にも使われます。

○半重力式擁壁

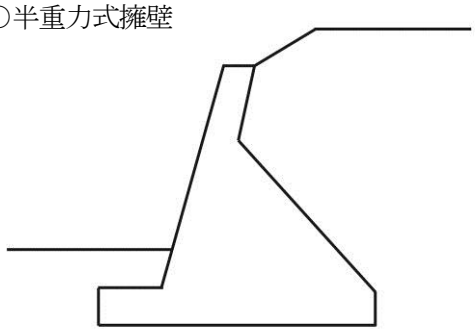

壁体の重量のみで土圧に抵抗させるのでなく、小量の鉄筋を使用して壁体に生ずる引っ張り力をこの鉄筋の引っ張りに抵抗させたもので、この類のものは、重力式に比べてコンクリート量の節約になります。

○片持梁式擁壁

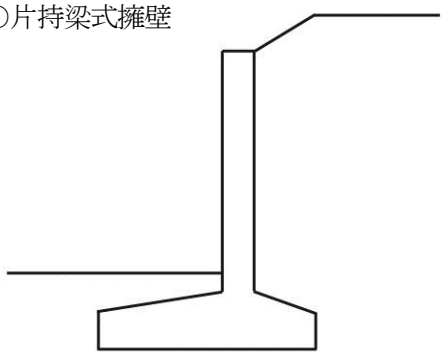

擁壁の形により逆Ｔ型とＬ型のものに分けられます。両者とも鉄筋コンクリート製のもので擁壁背面の土が擁壁と一体となって働くので、この種の擁壁は、背面の土の重量を有効に使えるため、擁壁断面は、小さくて済みます。

高さが４～６mの擁壁においては、この種のものが一番経済的です。

○控え壁式擁壁

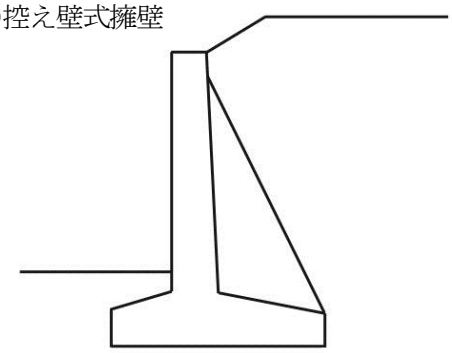

片持梁形式の擁壁の壁面上三角形の控え壁を入れ、擁壁前面の鉄筋コンクリート部分が三辺固定状態になるように工夫されたものです。一般に６m以上の擁壁にこの種のものが良く使われます。

(1) 水 抜 穴

擁壁には、内径 75 ㎜以上で３㎡につき１箇所以上の耐水性材料を用いた水抜穴を設けなければなりません。

水抜穴の配置は、一般に平行にするよりも千鳥式にする方が有効です。

壁面の３㎡以内についても水抜き穴がなければならないというのではなく、裏面の排水をよくするために、壁面の下部、裏面での湧水等のある箇所に重点的に配置してもよい。

(2) 裏込砂利

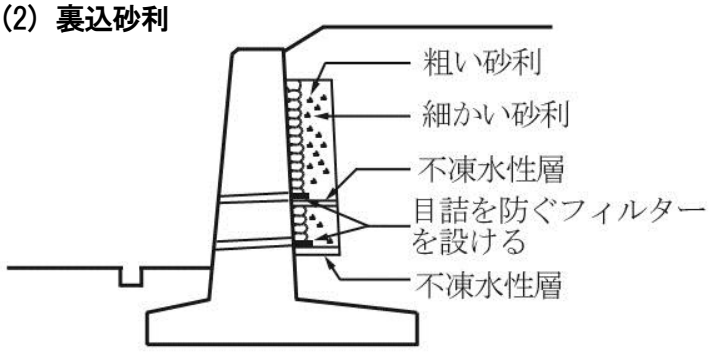

(a)　一般に裏込土としては、図に示すように擁壁の背面に、先ず、適当な大きさの石を設置し、その後側に砂利をおいていくようにします。このようにしておけば降雨時に土が水に流されて水抜き穴に詰まるようなことを防ぐことができます。

（裏込砂利厚さ 30 ㎝以上）

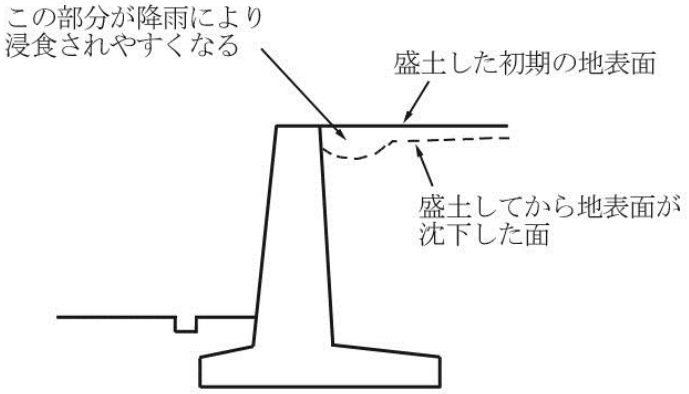

(b)　擁壁を設置しておき、盛土を締め固めるという処置を施さない場合には、盛土が長い間に沈下し、擁壁背面から雨水の浸透が多くなり、擁壁を破壊に導く原因となりますので、十分に締め固めることが必要です。

(3) 地表水の排水

宅地の地表水は、地表水が擁壁から遠ざかるように擁壁の反対方向に排水勾配を取り、地表水は、U字溝等により集水し、排水施設へ接続すること。

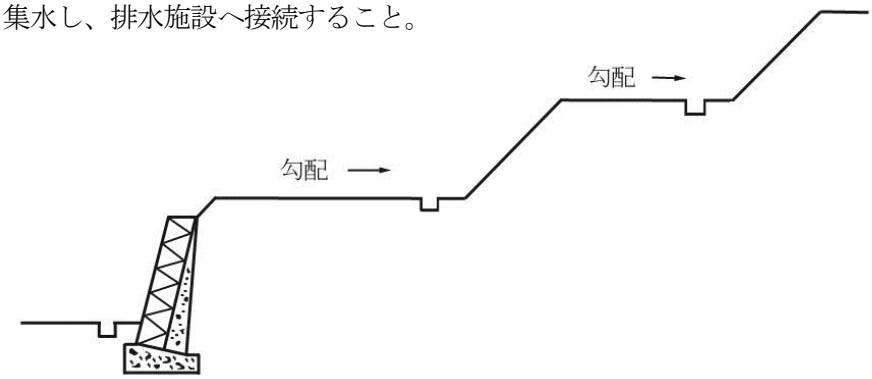

(4) 湧水の処理

擁壁を設置する部分の背面に湧水箇所又は湧水等のおそれのあるときは、現況を十分に調査するとともに、その周辺を含めてある程度広く掘り、砂利や栗石を詰めてその部分に水を集め、他に水が廻らないように、速やかに排水できるよう集水暗渠等を布設してください。

8 擁壁基礎の段切り

(1)　斜面にそって擁壁を設置する場合において、擁壁正面図に表れる底面前端の線は、段切り等により水平となるよう施工してください。

(2)　擁壁の基礎は、十分な地盤反力が得られる場合には、直接基礎を原則とする。また、軟弱地盤等で地盤反力が期待できない場合は、地盤改良による地耐力の増加又は、くい基礎等を考慮する。くい基礎を使用する場合は、土質調査を十分に行い、地質条件、構造物の強度等を慎重に検討し施工上信頼しうる耐力が得られるくいを選択しなければならない。

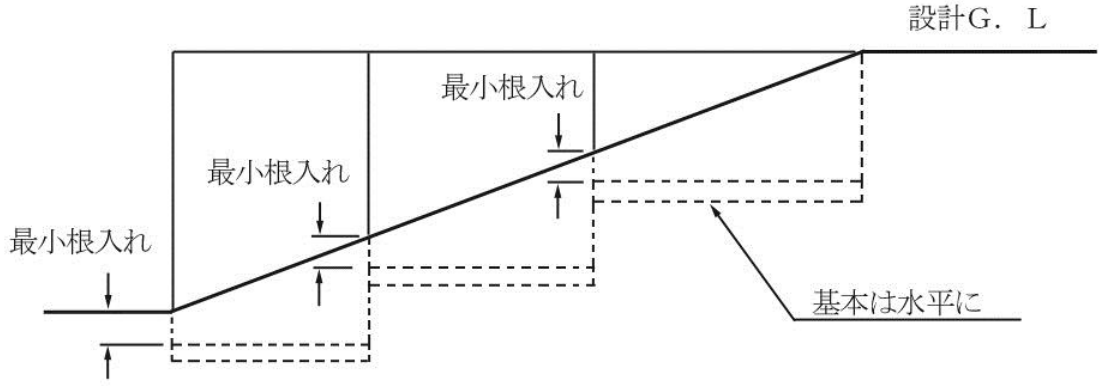

(3) 伸縮目地及び隅角部の補強

ア　伸縮目地

伸縮目地は、原則として擁壁長さ20m以内ごとに１箇所設け、特に、地盤の変化する箇所、擁壁高さが著しく異なる箇所、擁壁の構造及び工法を異にする所は、有効に伸縮目地を設け、基礎部分まで切断すること。また、擁壁の屈曲部においては、伸縮継目の位置を隅角部から擁壁の高さ分だけ避けて設置すること。

イ　隅角部の補強

擁壁の屈曲する箇所は、隅角を挟む二等辺三角形の部分を鉄筋及びコンクリートで補強すること。この場合において、二等辺の一辺の長さは、擁壁の高さ３m未満で 50 ㎝、3mを超えるもので 60 ㎝とすること。

ウ　隅角部の補強方法及び伸縮目地の位置

コンクリート擁壁

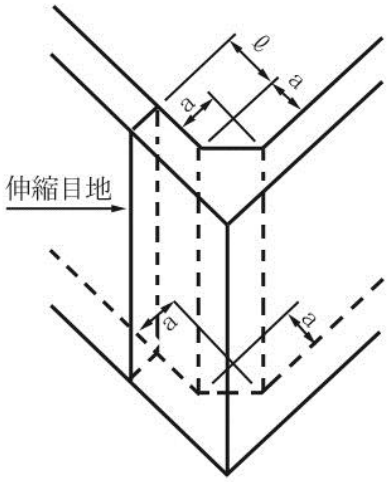

（a）立体図

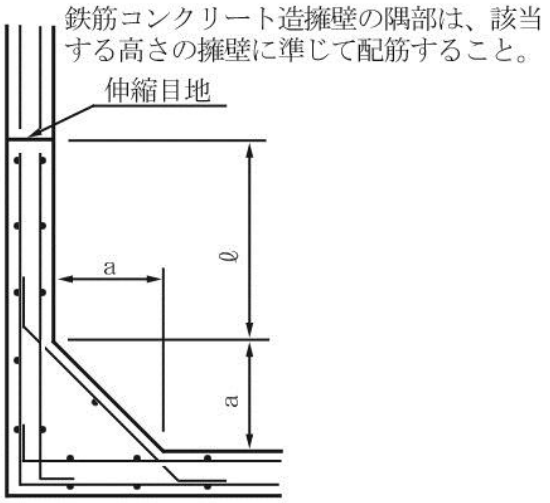

（b）平面図

ブロック擁壁

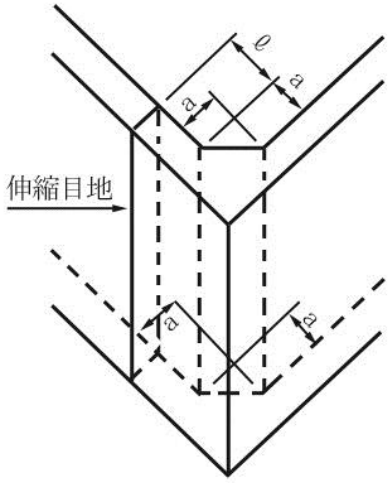

（a）立体図

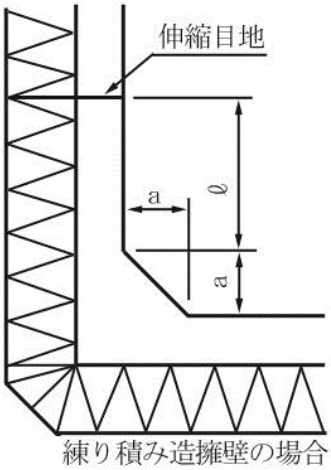

（b）平面図

○擁壁の高さが 3.0m未満の場合

a ＝50 ㎝

○擁壁の高さが 3.0m以上の場合

a ＝60 ㎝

○伸縮目地の位置

ℓは 2.0m以上で擁壁の高さ程度とする。

9 崖上に配置する擁壁の位置

崖や擁壁に近接してその上部に新たな擁壁を設置する場合は、下部に有害な影響を与えないよう設置位置について、十分配慮すること。設置する場合の一般的注意事項は、下記のとおりです。

(1) 斜面上に擁壁を設置する場合には、図のように擁壁基礎前端より擁壁の高さの 0.4H以上でかつ 1.5m以上だけ土質に応じた勾配線より後退し、その部分はコンクリート打ち等により風化浸食のおそれのない状態にすること。

土 質 別 角 度 （θ）

背面土質	軟岩（風化の著しいものは除く）	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	盛土又は腐植土
角度（θ）	６０°	４０°	３５°	２５°

注）崖高 5m以下

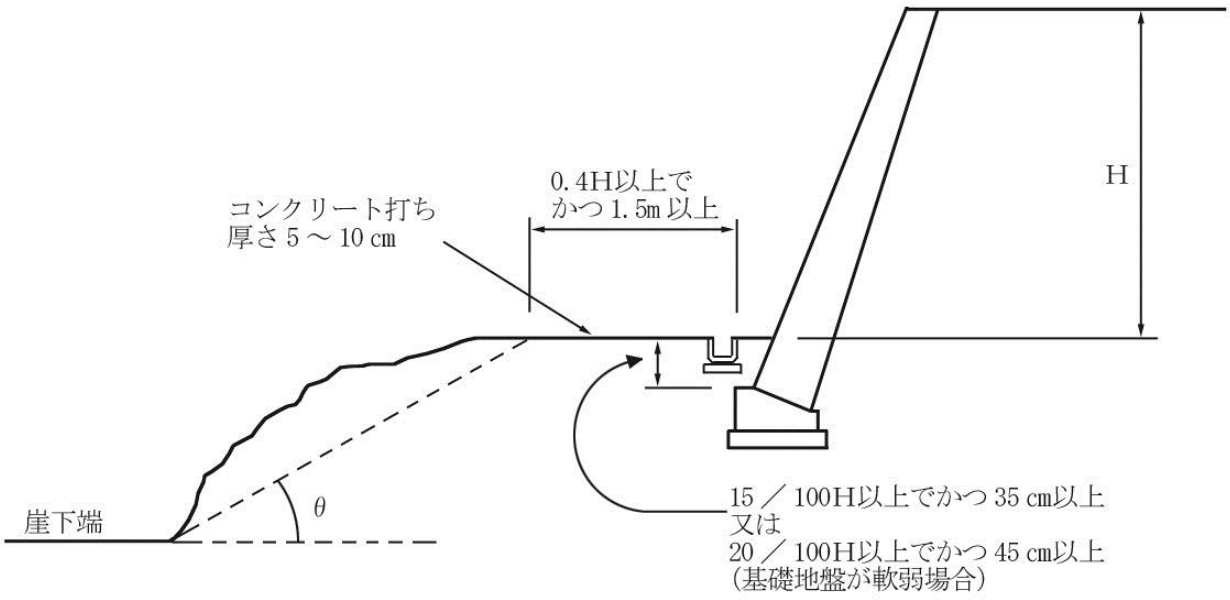

斜面上に擁壁を設置する場合

(2)　図に示す擁壁で表のθ角度内に入っていないものは、二段の擁壁とみなされるので一体の構造とする必要がある。なお、上部擁壁が表のθ角度内に入っている場合は、個別の擁壁として取り扱うが、水平距離を0.4Hm以上かつ 1.5m以上離さなければならない。

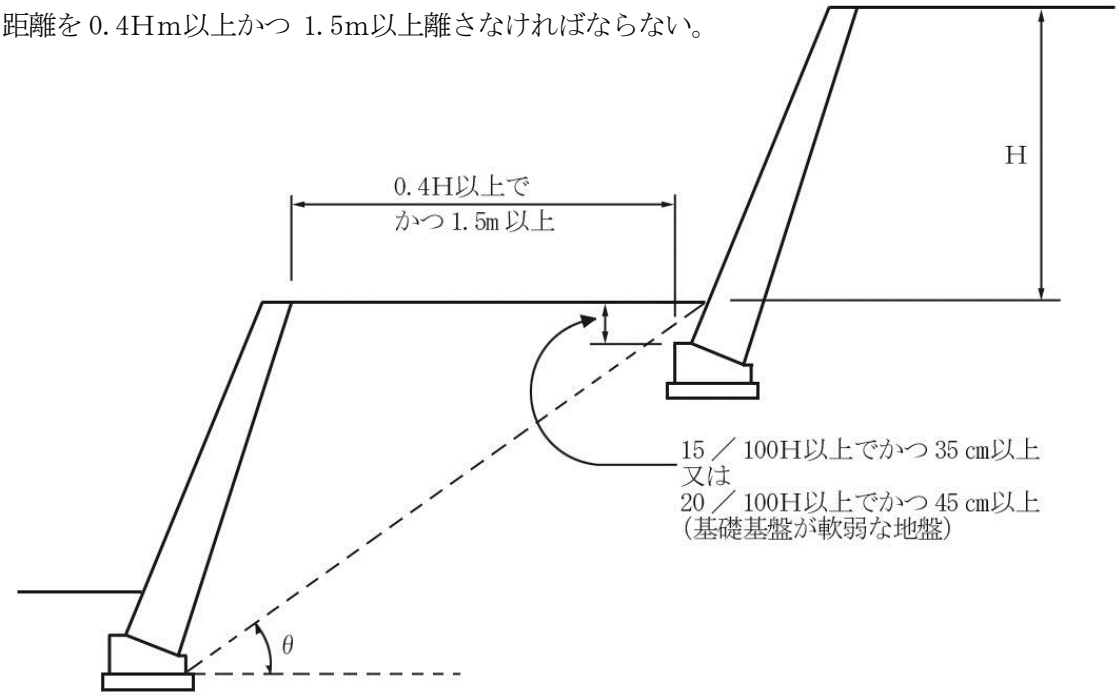

上部擁壁を練積み擁壁で築造する場合

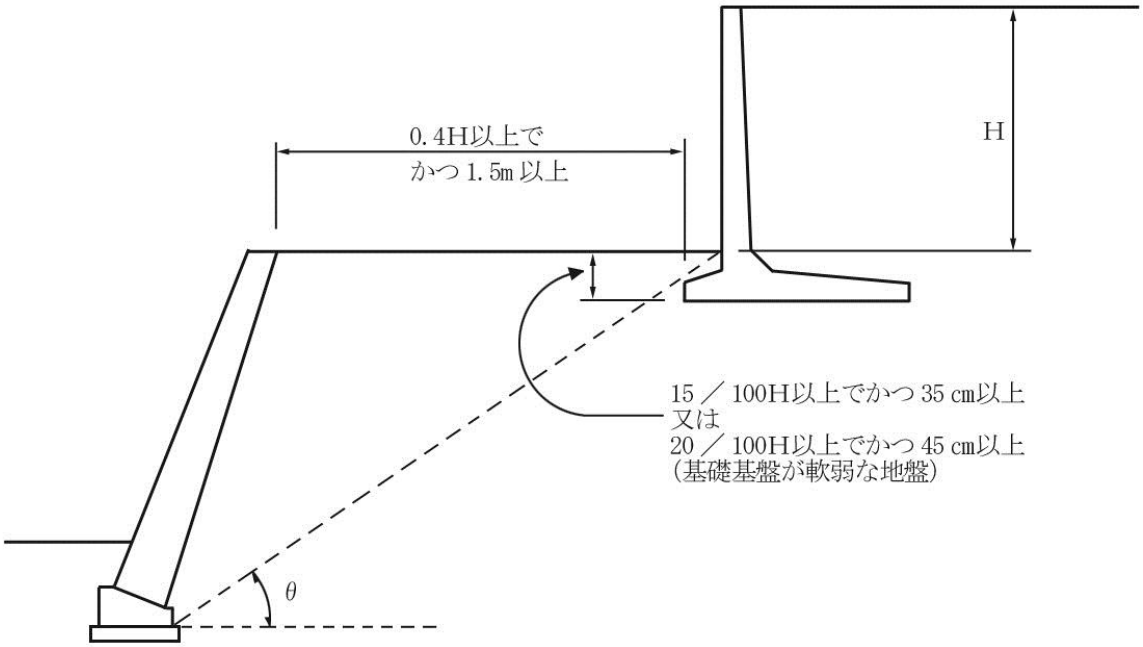

上部擁壁を鉄筋コンクリート造で築造する場合

11 防 災 措 置

1 防災計画

造成工事中においては、排水施設の不完全、表土の露出、芝の未活着又は擁壁の未造築等のため集中豪雨、台風等によって災害発生の危険が多く、また、通常の降雨によっても崖崩れ及び土砂流出等の災害が発生しやすい状態になります。工事の施工に当たっては、周辺の土地、建築物等に対し被害を与えないよう適切な防災処置を施さなければなりません。また、放流先の河川管理者その他関係者と十分協議を行い、特に山、丘陵部等の工事に伴う技術上の問題点、注意事項及び防災処置は次のとおりです。

(1)　災害発生は水処理のまずさが原因することが多いので、多雨期における防災土堰堤、暗渠排水その他土工事について防災上十分措置をとること。
(2)　整地工事は湧水箇所及びその法面に暗渠排水、仮排水路等を設置し、要所に泥ためを設ける等、土砂の流出を防ぐこと。
(3)　宅地造成により整地した平坦地には、その外周に小規模な土提を設けて降雨を一時貯留し、下流へ直接の流出を軽減させるものとする。また、土砂を流出させるおそれがある場合は、必要に応じて流出防止工を設けること。
(4)　山及び丘陵部における土量の移動が多い場合は、土砂流出による災害防止及び周辺の河川、水路、道路等に被害を及ぼさないよう遊水池を有する防災堰堤を設けること。
(5)　放流先河川又は水路の流下能力を考慮し、必要な場合は、防災調整池を設けること。
この場合において、必ず河川管理者と協議のうえ決めること。
(6)　工事中における災害の防止
造成工事において、工事の進捗に応じ防災措置が必要であり、次に留意して災害の防止に努めること。
ア　天気予報に注意し、台風、集中豪雨等による災害発生を未然に防止すること。
イ　不時の災害に備え、土俵、杭等の資材、雨具及び人員を確保し、災害発生時の連絡系統を明確にしておくこと。
ウ　災害が発生した場合は、関係機関に連絡し指示を受けるとともに、全力を上げ災害を最小限に食い止めること。
設計を行うに当たっては、宅地防災マニュアルの解説（宅地防災研究会編集）等を参考にし、防災について十分配慮してください。

2 防災工事

工事が完全に完了した場合は、通常における災害発生は考えられないが、造成工事中においては、集中豪雨、台風等によって災害発生の危険が多く、特に整地工事においては、排水施設の不完全、表土の露出、芝の未活着又は擁壁の未造築等のため、通常の降雨によっても崖崩れ及び土砂流出等の災害が発生しやすい状態になります。
このため、工事の進捗に応じ防災措置が必要です。一般に仮設又は応急的なものが多く、安易に考えられがちです。
しかし、いったん災害が発生すると、その復旧に多くの期間、手間及び費用を要し、場合によっては、被災者に対する補償が必要となります。
したがって、工事施工に当たっては周辺地に対し被害を与えないよう工程に応じて防災措置及び現場管理が必要です。
(1)　開発事業に際し、造成規模によっては、その区域内に調整池が設置されることが多い。工事に当たっては、防災上の観点から工期、工程等を勘案し、この調整池を先行的に設置して、その後本格的な整地作業に着手するなど、急激な濁水等の流出に対応しておくことが望ましい。
また、工事施工中においては、流出する土砂量が工事完成後に比べて極めて多いことなどから、更にその上流域に谷止工や土堰堤を設け、土砂を沈殿させるなど複数の施設で対応すること。
(2)　開発事業区域内外に土砂を流出させないため簡易な方法としては、布団かご工、板柵土のう積工、板柵そだ工等がある。これらは、ある程度水と土砂との分離効果が期待できるものであり、地形、地質状況等に応じ適切に配置することが必要である。また、他の防災施設との組合せにより、これらを効果的に配置する場合もある。
(3)　仮排水施設としては、素堀水路、仮柵水路、プレキャスト水路、沈砂桝等があり、また、地下排水暗渠に接続した排水管を釜場と組み合わせ、仮設立集水桝として設することもある。素堀水路は、工事の進行により移動することがあり、位置の移動の少ない主要な水路は、適宜U型側溝等を用い、要所に集水桝又は減勢工を設けるものとする。
(4)　土砂流出防止においては、緊急に土砂を止める必要がある場合は、土のう積を用いることがある。このように、開発事業区域内外の地形、周辺状況等に応じ適切な工法を選定することが大切である。
(5)　工事施工区域からの排水は、放流先の水路等へ悪影響を及ぼさないように注意し、水路等の管理者とその放流について事前に打合せをしておく必要がある。

土砂流出防止の例

	略図	留意事項
ふとんかご工	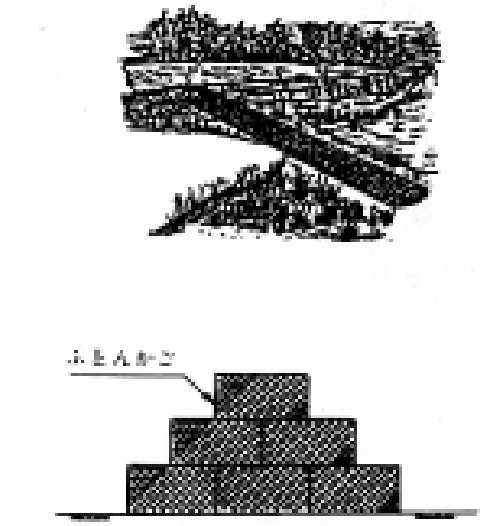	・細流の土砂が流出する地区においては、土砂止め効果がないようなことも考えられるため、中詰めの材料を選択するか、他の土砂流出防止工を併用する等の配慮が必要です。 ・軟弱層の場合には、中詰めの割栗石等の搬入困難や不等沈下の可能性など問題も多いため、適用する場合にはこれらを考慮して行う必要がある。 ・使用箇所によっては、３段積みにこだわらず、２段又は、１段積みとするなど、各種の形状を任意に適用する。
板柵土のう工	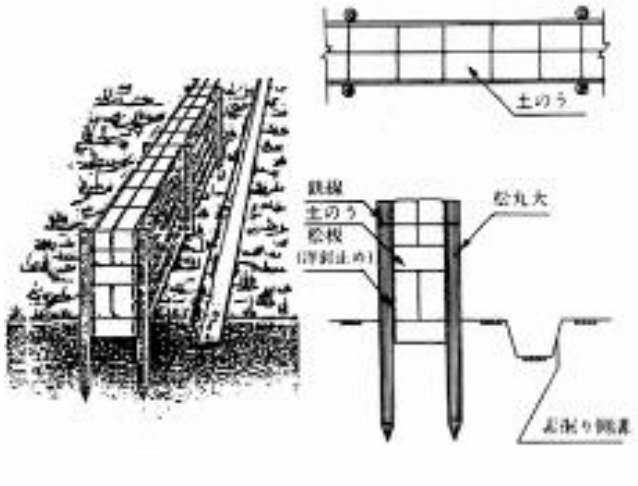	・板柵の中に土のうを積み、土砂流出を防止するものである。中詰め土のうの積み方などは、図面にとらわれることなく現場に応じて考慮する。 ・土砂止工を通ってくる流水は素堀り側溝によって集水し、下流水路へ導く。 ・杭間隔等は、現場状況に応じて定める。
板柵マット工	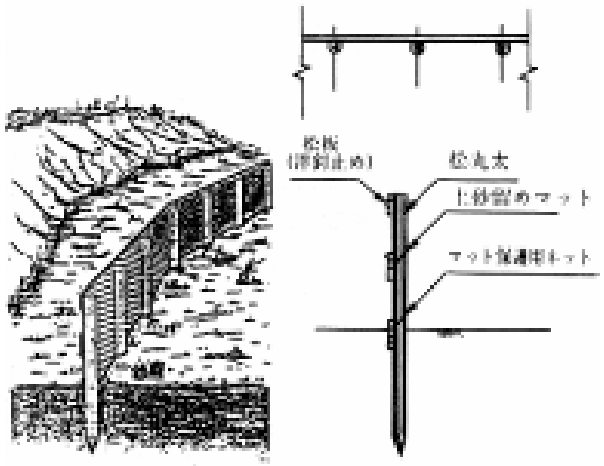	・簡易で重量も軽いため、施工が簡単であり、軟弱な土などに対しても適用可能である。 ・沢部や用地境界沿いに設置する。 ・流出土砂の粒径に応じて、土砂留めマットの種類を選定する。

「宅地造成工事仮設防災工法実例図集」日本住宅公団（現　住宅・都市整備公団）

土砂流出防止工の選定フローの例

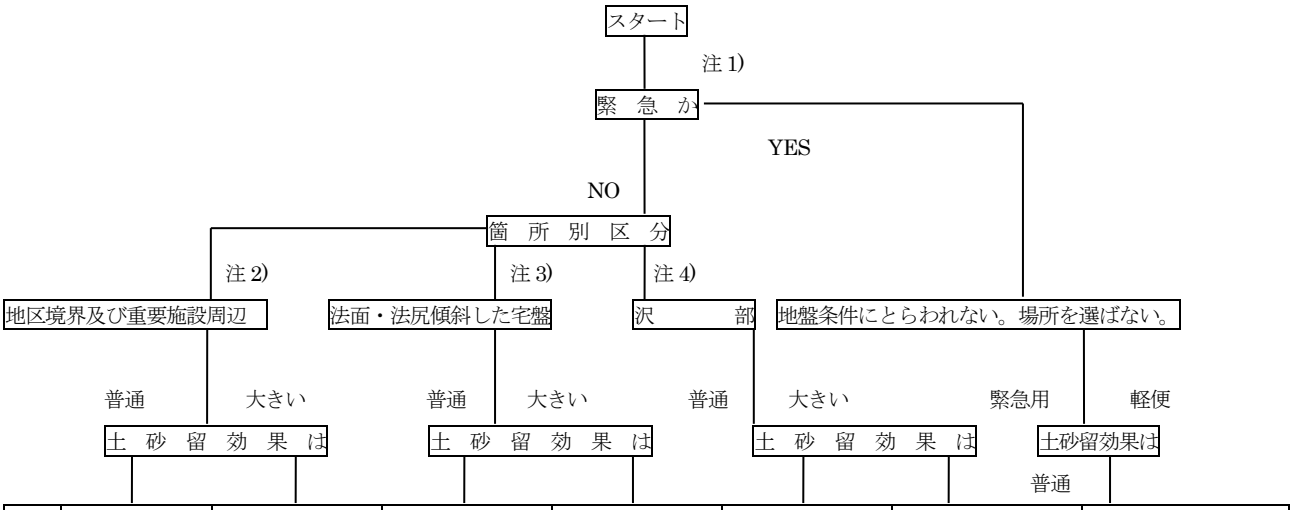

構造タイプ別分類	板柵マット工	板柵割栗石工	板柵工	布団かご 法尻保護工	板柵土のう 積み工	布団かご工 細粒土砂に対しては中詰め材料を選定するかシート掛けを行う	土のう積み工 土のうビン L=1.2 外径 19.1 ㎜ 使用後の処理簡便
	① 流出土砂量に応じて、寸法、種別等を選定する。 ② 地山等の接点が軟弱となりやすい。底部の 1 箇所が洗掘りされ、水路が出来ると土砂止効果が大幅に減少するので、十分地山に埋め込み、かつ、弱点を発見したら直ちに補修すること。						

仮の防災調整池

第4章　工事の施行

1　一般条件

(1)　許可内容に変更が生じた場合は、変更工事を行う前に許可権者の指示を受け、変更の許可申請を行うこと。
(2)　防災工事については、次の事項を守り施行のこと。
　ア　防災工事が完了したときは、すみやかに許可権者に連絡し確認を受けること。
　イ　工事工程に変更が生じたときは、すみやかに許可権者に連絡し指示を受けること。
(3)　既に工事を着手した工事を廃止するときは、防災措置等について許可権者の指示を受けること。
(4)　工事中において、大雨警報等により災害が発生すると予想される場合は、災害防止のための措置をとること。
　なお、災害が発生したときは、すみやかにその状況と措置した内容について許可権者に報告すること。
(5)　完了検査の際、明視できなくなる構造物の鉄筋組立等を施工するときは、速やかに許可権者に連絡し、指示を受けること。
(6)　申請区域の外郭境界を明示し、隣接地に支障ないよう工事を行うこと。
(7)　各敷地境界杭を完了検査までに設置すること。

2　工事の施行に伴う注意事項

(1)　工事に着手したときは、すみやかに着手届を提出すること。
(2)　許可済標識を現場の見やすい箇所に掲示すること。
(3)　許可にあたり附加された条件に違反した場合は、監督処分を受けることがあるので遵守すること。
(4)　工事施行のために使用する道路は、使用中努めて汚損しないようにし、常に清掃、補修を実施すると共に、工事完了後は直ちに使用前の状態まで復旧すること。
(5)　既存道路の横断管埋設又は道路沿いに工事を施行する場合には、道路管理者及び所轄警察署長の許可を受けること。なお、道路の通行止、片側通行等の必要がある場合は、所定の交通標識を設置し施行すること。
(6)　工事の施行状況は、「現場写真撮影要領」により記録すること。
(7)　工事が完了したときは、すみやかに完了届を提出すること。
　なお、完了届には、工事施行状況写真、完了実測図(排水施設、道路の出来高と勾配、区画と公共施設用地の分割数値)を表示したもの(分筆図)を添付すること。
(8)　積雪時期の完了検査は、検査不能となるので検査時期は積雪時期を避けるよう計画すること。
(9)　測量及び土木工事等の仕様書は特別な定めがあるほかは、北海道の「測量調査設計業務等共通仕様書」「土木工事共通仕様書」及び北海道土木監修の「工事写真の手引き」を準用すること。
(10)　工事の完了告示があるまでは、建築物(特定工作物)は建築(建設)できないこと。

3　現場写真撮影要領

1．撮影の目的

　工事が適正に施行されたかを後日確認するための資料とすることを目的とし、完了検査において明視できない部分を主体に記録するものとする。

2. 注意事項

(1) 工事の進行に伴い、工事種別ごとに撮影し、工事完了までに整理のうえ、工事完了届出書に添付して提出すること。
(2) 後日明視できない箇所は、その撮影時点を逸しないようにすること。
(3) 写真の大きさは、手札版程度とし、アルバムには工事種別ごとに施行順序にしたがって貼付し、各写真ごとに記号を記入すること。
(4) 撮影には、被写体にスケール、ポール、箱尺などを当て、構造物の寸法は明確に読み取れるようにし、次の事項を記入した小黒板を写し込むこと。
ア 工事名　イ 工種　ウ 撮影年月日　エ 位置　オ 設計寸法　カ 実測寸法　キ 略図

3. 撮影方法

(1) 造成地全域及び各構造物の設置状況の明示を行うもの
ア 着手前の状況
イ 完了後の状況
(注意)同一の場所から撮影すること。
(2) 工事種別ごとの施行状況及び形状寸法の明示を行うもの
ア 構造物の床掘り及び基礎工事の施行状況と形状寸法
イ 擁壁工(裏込めコンクリートを含む)の透水工及び水抜工の施行状況と形状寸法
ウ 鉄筋コンクリート構造物の配筋状況と形状寸法
エ 法面保護工、整地工の施行状況
オ 防災工事、その他工事の施行状況
(注意)擁壁工及び透水層は、基礎から高さ１メートル増すごとに撮影すること。

4 生活環境の保全に関する注意事項

(1) 工事施行に当たっては騒音、振動、粉じん、濁水等による周辺への影響を極力少なくするため、次の点に注意すること。
ア 周辺住民に事前に工事の概要を説明すること。
イ 日曜日、祝日及び早朝・夜間は、騒音及び振動が発生する作業をしないこと。
ウ 建設機械は、極力低騒音型及び低振動型の機種を使用すること。
エ 騒音を防止するため、必要に応じ鋼板等の施設を設置すること。
オ 粉じんを防止するため、必要に応じ散水等を行うこと。
カ 濁水を防止するため、必要に応じ沈砂地等の施設を設置すること。
(2) 工事施行に使用する建設機械のうち、バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する場合は、騒音規制法による特定建設作業の実施の届出を、生活環境部に提出してください。
(3) 開発区域及びその周辺の地域に騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等による環境の悪化をもたらすおそれのある予定建築物等を目的とする開発行為にあっては、予定建築物等の位置、規模、公害防止施設等について、下記の環境関係法令及び条例を遵守するとともに、生活環境部の指導を受けてください。

［環境関係法令］
・環境基本法
・大気汚染防止法
・水質汚濁防止法
・騒音規制法
・振動規制法
・悪臭防止法
・土壌汚染対策法
・その他関係法令及び条例